

令和2年度奈良教育大学大学院
【修士課程・専門職学位課程（教職大学院）】における教員研修要項

奈良県教育委員会

奈良教育大学の大学院修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）（以下「大学院」という）において、公立学校教員が現職のまま研修するにあたっては、教育公務員特例法第22条第2項及び同第3項に基づき、次の要項により取り扱うものとする。

1 応募資格

- (1) 令和2年4月1日現在において、50歳以下かつ県内公立学校における6年以上の教諭としての勤務経験を有する者。
- (2) 奈良教育大学大学院の募集要項に規定される資格を有する者。

2 大学院へ現職のまま入学しようとする者（以下「入学志願者」という）の受験に際して同意を得るための手続及び基準

(1) 手続

ア 市町村立学校の教員（県費負担教職員に限る）の場合

入学志願者からの申請（様式1）及び学校長副申（様式2）に基づき、市町村教育委員会は県教育委員会と協議（様式3）を行い同意を得るものとする。

イ 県立学校の教員の場合

入学志願者からの申請（様式1）及び学校長副申（様式2）に基づき、県教育委員会の同意を得るものとする。

ウ 受験結果について

受験結果の報告については、結果通知のコピーを添付して学校長の副申（様式自由）と共に（市町村立学校においては市町村教育委員会を経て）県教育委員会へ報告する。

(2) 基準

応募資格を有する者のうち、積極的な研修意欲を有し、かつ、次のア～エを満たす者に対して受験について同意するものとする。

ア 研修修了後も引き続き本県の教員として勤務する意思を有する者であること。

イ 研修修了後の研究成果の還元に対して具体的な展望をもち、本県教育に貢献する意欲を有する者であること。

ウ 大学院における研修が学校運営上支障がなく、かつ、有益であること。

エ 心身ともに健康で長期の研修に耐え得る者であること。

3 研修人数

研修人数は、奈良県教育委員会が別に定める範囲内とする。

4 派遣期間

(1) 研修期間は原則として令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする。

(2) 研修期間の1年次（令和2年4月から令和3年3月まで）は勤務場所を離れて研修する。2年次（令和3年4月から令和4年3月まで）は県立教育研究所において長期研修員として県の教育課題等に係る研究をしながら、大学院の授業及び研究指導を受ける。もしくは、所属校において勤務に服しながら、当該校に支障のない範囲で授業及び研究指導を受ける。いずれの研修の形態を取るかは県教育委員会が決定する。

5 修学年限等

(1) 研修期間に大学院を修了できない場合には、原則として研修期間の延長は認めない。

(2) 研修期間内において休学・退学等により研修状況に変化があった場合は、学校長を通じて、それぞれ必要な措置をとること。

6 給料及び諸手当の支給・経費等

(1) この研修は、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例第二条に規定する大学院等派遣研修である。

(2) 派遣期間中における給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当については県が支給する。

(3) 入学試験検定料、往復旅費等の受験に関する経費は受験者の負担とする。

(4) 入学金、授業料、調査研究にかかる費用、実習にかかる費用及び所属校への事務連絡等にかかる経費は、派遣教員の負担とする。

(5) 奈良県教育委員会から派遣される現職教員は、奈良教育大学の定めにより、2年次の授業料は不徴収とされる。